### 主 文

### 本件上告を棄却する。

### 理 由

被告人本人の上告趣意は、憲法前文、一四条違反をいうが、外国人登録法が憲法の所論条項に違反しないことは、当裁判所大法廷判例(昭和二六年(あ)第三九一一号同三〇年一二月一四日判決、刑集九巻一三号二七五六頁)の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

# 昭和四六年三月二五日

## 最高裁判所第一小法廷

郎	 健	隅	大	裁判長裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
誠		田	岩	裁判官
Ξ	益	林	藤	裁判官
Ξ	武	Ħ	下	裁判官